

平成 30 年度の公共工事等入札・契約制度改善

1 建設産業の担い手確保・育成を図るための改善

- 若手技術者育成型実施要領の策定
 - ・ 3年間の試行の結果、本格施行に移行。内容はこれまでの試行と同様
- 担い手確保・育成入札試行要領の一部改正
 - ・ 試行対象の拡大
休日確保型・・・原則土日休から週休2日に対象を拡大
- 工事着手日選択型工事試行要領の一部改正
 - ・ 試行件数の拡大・・・各発注機関1件→1件以上

2 公正な競争の促進

- 法定福利費確認のための請負代金内訳書の取扱い
 - ・ 社会保険料を確実に下請まで行き渡らせるため、全ての建設工事を対象に法定福利費を請負代金内訳書内に明記することを求める。平成30年7月から実施

3 不正行為の排除の徹底

- 法定福利費確認のための請負代金内訳書の取扱い（再掲）

4 事務軽減

- 下請負人通知書と施工体制台帳の全工事における二重作成の解消
 - ・ 下請の契約状況を示す下請負人通知書と施工体制台帳の提出を求めているが、法律で義務付けられた施工体制台帳のみ提出とし、事務軽減を図る。
 - ・ 契約金額5000万円以下の案件は平成30年4月から、5000万円を超える案件は平成30年度中に実施予定

5 地元業者の健全な発展

● 交通基盤部優良業務委託表彰へのインセンティブ（交通基盤部のみ）

- ・ 指名競争入札において、指名者選定の際、表彰実績（2カ年）を評価
- ・ 総合評価落札方式において、総合評価の評価項目として、表彰実績（2カ年）を評価

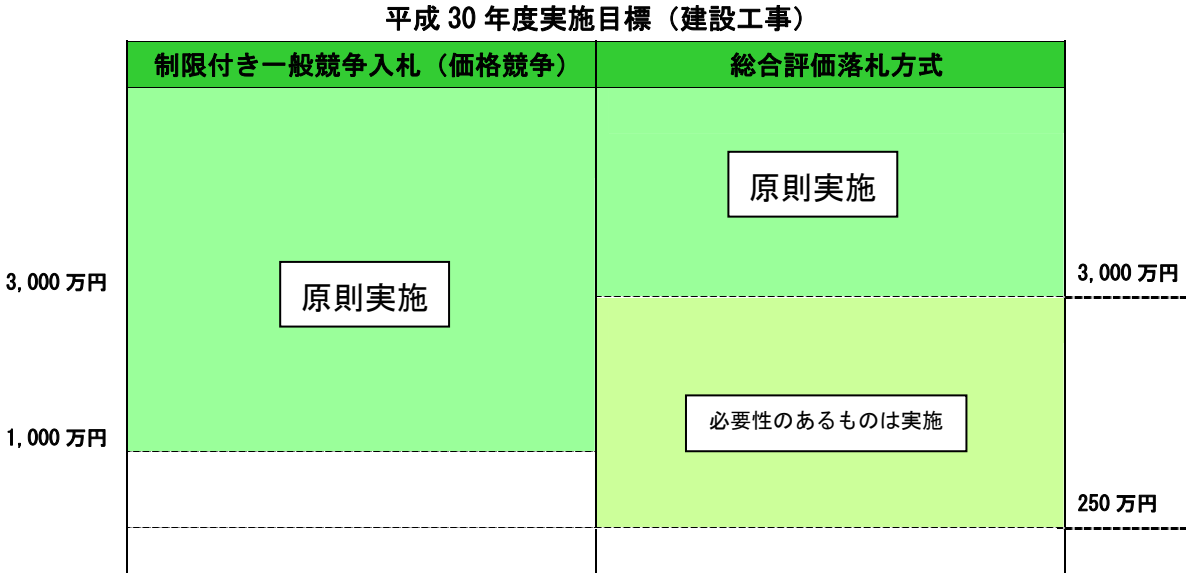
平成 30 年度実施目標（建設工事）・・・昨年度から変更なし

（制限付き一般競争入札）

- ・ 予定価格 1,000 万円以上原則実施

（総合評価落札方式）

- ・ 予定価格 3,000 万円以上原則実施（緊急工事等の特別の理由がある場合を除く）
- ・ 予定価格 3,000 万円未満は、技術的な工夫の余地のあるもの及び塗装など総合評価で行う必要性のあるものを実施



平成 30 年度実施目標（建設関連業務委託）・・・昨年度から変更なし

（制限付き一般競争入札）

- ・ 測量業務等工夫の余地の小さいものについて、予定価格 500 万円以上は原則実施

（総合評価落札方式）

- ・ 建設コンサルタント、地質調査業務について、予定価格 1,000 万円以上は原則実施

